

# 盛岡市役所インターンシップ事業実施に関する覚書

盛岡市（以下「市」という。）と\_\_\_\_\_（以下「大学等」という。）は、大学等が学生を市に派遣して行うインターンシップを実施するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

## 1 相互協力

市及び大学等は、インターンシップの目的を達成するため安全に留意して、信義誠実の原則に基づき相互に協力の上、実施するものとする。

## 2 実習生

大学等が派遣する学生（以下「実習生」という。）並びに実習生が実習を行う部署及び期間は、市が決定の際に送付した受入可否決定通知のとおりとする。

## 3 実習生の身分及び報酬等

市は、実習生に市の職員としての身分を与えないものとし、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品は支給しない。

## 4 遵守事項

大学等は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 実習中は、市の職員の指示に従い実習に専念しなければならない。
- (2) 市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (3) 実習上知り得た秘密は、実習中のほか実習終了後も第三者に漏らしてはならない。

## 5 事故責任等

- (1) 実習中における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応するものとする。
- (2) 故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償するものとする。
- (3) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わないものとする。

## 6 実習の中止

市は、実習生が正当な理由なく無断で休んだ場合又は誓約書記載の義務を全うしなかつた場合は、実習を中止するものとする。

った場合には、直ちに実習を中止することができる。その場合は、直ちに大学等に報告するものとする。

#### 7 実習内容等の報告

市は、実習内容及び進行状況に関し、求めに応じて大学等に報告する。

#### 8 その他

この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、市及び大学等の協議の上定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

盛岡市内丸12番2号

盛岡市

盛岡市長 内 館 茂

印

印